

第4章 人と自然が共生する「とちぎ」

多種多様な生物で形成されている豊かな自然環境は、清らかな水や空気を生み出し、災害を軽減し、食料や林産物などの形で、私たちの生活を支えている。さらに、この豊かな自然を利用し、農林水産業をはじめとした多くの産業が発展するとともに、多様な気候や地理的特性のもと、地域色豊かな文化が育まれるなど、自然は豊かな社会の基盤となっている。

このような生物多様性を有する自然環境は、県民にとっての大きな誇りであるとともに、私たちの生活環境や社会活動に様々な恵みをもたらしてくれるものである。自然環境を守り育て、未来につながることで、私たちの暮らしと心がより一層豊かになるよう、人と自然が共生していくことが重要である。

第1節 地域の生態系の保全

1 現状と課題

(1) 本県の自然

本県は、県北部に日光、高原、那須火山群からなる山岳地帯が形成され、湖沼、溪谷、瀑布や高層湿原等が原生林と調和した自然景観をなしている。また、地形、地質、気象など立地条件の特異性によって、南方系、北方系植物が混在して分布し、氷河期からの動植物が数多く生息するなど、特異種や貴重なもの、珍しい生態を示すもの等変化に富んだ自然の様相を呈している。

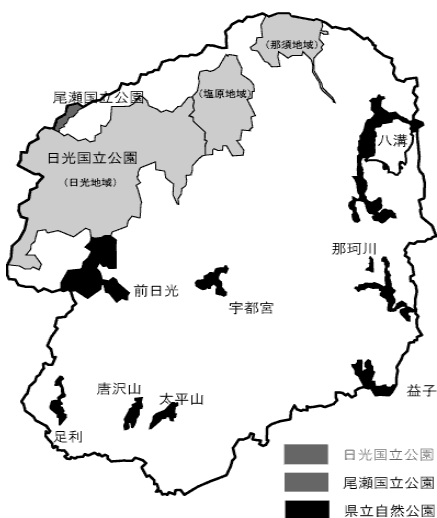
一方、中央部及び南部の平地帯は、経済活動の場として時代とともに変化してきたが、人間と自然との長いかわり合いの中で存続している平地林等は、遮音、防火、憩いの場の提供等生活環境上計り知れない効用をもつ身近な自然として重要な意義を持っている。

(2) 自然公園の指定状況

本県の自然公園は、総面積が約13万haであり県土面積の約21%を占めている。県北西部の山岳地帯を中心とした地域は、我が国の代表的な自然公園である日光国立公園によって占められ、また、県内各地には、地域の特性を持つ8つの県立自然公園があって、それぞれ変化に富んだ自然景観を有している。

これらの自然公園には、県の内外から、四季折々の豊かな自然を楽しむため多くの人々が訪れている。

図3-4-1 自然公園の現況
(令和5(2023)年度末)



(単位：ha)
(注) 日光、尾瀬国立公園の面積は本県分のみを計上した。

| 公園名 | 特別保護地区 | 特別地域 | 普通地域 | 計 |
|--------|--------|--------|--------|---------|
| 国立公園 | | | | |
| 日光 | 1,015 | 47,854 | 54,765 | 103,634 |
| 尾瀬 | | 1,147 | | 1,147 |
| 小計 | 1,015 | 49,001 | 54,765 | 104,781 |
| 県立自然公園 | | | | |
| 益子 | | 581 | 1,555 | 2,136 |
| 太平山 | | 297 | 782 | 1,079 |
| 唐沢山 | | 433 | 910 | 1,343 |
| 前日光 | | 1,756 | 9,226 | 10,982 |
| 足利 | | 440 | 880 | 1,320 |
| 宇都宮 | | 76 | 1,807 | 1,883 |
| 那珂川 | | 977 | 2,025 | 3,002 |
| 八溝 | | 1,131 | 5,787 | 6,918 |
| 小計 | | 5,691 | 22,972 | 28,663 |
| 合計 | 1,015 | 54,692 | 77,737 | 133,444 |

(3) 自然環境保全地域等の指定状況

自然環境保全法及び自然環境の保全及び緑化に関する条例に基づき、優れた自然環境を持つ地域を自然環境保全地域に指定し、また、市街地周辺地及び歴史的・文化的遺産と一体となった良好な緑地を緑地環境保全地域に指定し、その保全に努めている。

令和5（2023）年度末現在、国指定の自然環境保全地域1か所を含め、44か所 5,420haの自然環境保全地域及び緑地環境保全地域がある（表3-4-1、図3-4-2）。

表3-4-1 自然環境保全地域等指定状況（令和5（2023）年度末）

| 種別 | 箇所数 | 面積(ha) |
|-------------|-----|--------|
| 国指定自然環境保全地域 | 1 | 545 |
| 県指定自然環境保全地域 | 29 | 4,737 |
| 緑地環境保全地域 | 14 | 138 |
| 合計 | 44 | 5,420 |

図3-4-2 自然環境保全地域等位置図（令和5（2023）年度末）

国指定自然環境保全地域

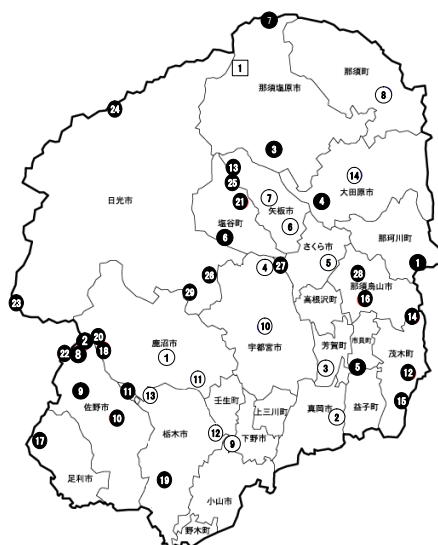
| 番号 | 地域名 | 所在地 | 面積(ha) |
|----|------|-------|--------|
| 1 | 大佐飛山 | 那須塩原市 | 545.00 |

県指定自然環境保全地域

| 番号 | 地域名 | 所在地 | 面積(ha) |
|----|--------|-----------|----------|
| 1 | 鷺子山 | 那珂川町 | 24.70 |
| 2 | 氷室 | 佐野市 | 773.10 |
| 3 | 箒根 | 那須塩原市 | 6.20 |
| 4 | 親園 | 大田原市 | 184.90 |
| 5 | 多田羅沼 | 市貝町 | 24.00 |
| 6 | 佐貫観音 | 塩谷町 | 19.73 |
| 7 | 七千山 | 那須塩原市 | 691.90 |
| 8 | 作原 | 佐野市 | 1,278.51 |
| 9 | 栃久保 | 佐野市 | 94.97 |
| 10 | 長谷場 | 佐野市 | 42.17 |
| 11 | 出流山 | 栃木市 | 58.59 |
| 12 | 鮎田 | 茂木町 | 16.27 |
| 13 | 東高原 | 矢板市 | 107.28 |
| 14 | 松倉山 | 茂木町・那須烏山市 | 15.12 |
| 15 | 焼森山 | 茂木町 | 74.91 |
| 16 | 小塙 | 那須烏山市 | 5.00 |
| 17 | 石尊山 | 足利市 | 34.71 |
| 18 | 与洲 | 鹿沼市 | 173.37 |
| 19 | 岩舟山 | 栃木市 | 7.35 |
| 20 | 尾出山 | 鹿沼市 | 37.04 |
| 21 | 南高原 | 塩谷町 | 1.60 |
| 22 | 根本沢 | 佐野市 | 61.57 |
| 23 | 袈裟丸山 | 日光市 | 204.21 |
| 24 | 湯西川 | 日光市 | 589.00 |
| 25 | 尚仁沢 | 矢板市・塩谷町 | 138.00 |
| 26 | 弁天沼 | 日光市 | 7.99 |
| 27 | 鬼怒川中流域 | 宇都宮市・さくら市 | 54.00 |
| 28 | 下川井 | 那須烏山市 | 10.40 |
| 29 | 小代 | 日光市 | 0.02 |
| 計 | | | 4,736.61 |

県指定緑地環境保全地域

| 番号 | 地域名 | 所在地 | 面積(ha) |
|----|-----|------|--------|
| 1 | 粟野 | 鹿沼市 | 32.06 |
| 2 | 根本山 | 真岡市 | 35.08 |
| 3 | 常珍寺 | 芳賀町 | 4.18 |
| 4 | 羽黒山 | 宇都宮市 | 30.06 |
| 5 | 喜連川 | さくら市 | 1.76 |
| 6 | 木幡 | 矢板市 | 2.27 |
| 7 | 寺山 | 矢板市 | 3.12 |
| 8 | 芦野 | 那須町 | 8.19 |
| 9 | 国分寺 | 下野市 | 2.04 |
| 10 | 長岡 | 宇都宮市 | 3.85 |
| 11 | 医王寺 | 鹿沼市 | 5.09 |
| 12 | 惣社 | 栃木市 | 4.66 |
| 13 | 星野 | 栃木市 | 2.63 |
| 14 | 金丸 | 大田原市 | 2.79 |
| 計 | | | 137.78 |



(4) 鳥獣保護区の指定状況

鳥獣保護区は、鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を禁止し、その安定した生存を確保するとともに、多様な鳥獣の生息環境を保全、管理及び整備することにより、鳥獣の保護を図ることを目的として指定されるものであり、これらを通じて地域における生物多様性の保全にも資するものである。

県では、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を対象とした「第13次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、鳥獣保護区と狩猟鳥獣（シカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域を指定している（表3-4-2）。

表3-4-2 鳥獣保護区等の指定状況（令和5（2023）年度末）

| 区 分 | 箇所数 | 面積 (ha) | 備 考 |
|------------------------|-----|---------|-----------------------|
| 鳥 獣 保 護 区 | 106 | 70,203 | うち特別保護地区 17箇所 6,293ha |
| 狩猟鳥獣（シカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域 | 12 | 17,664 | |
| 計 | 118 | 87,867 | |

(5) 絶滅のおそれのある野生生物の状況

近年、地球環境の悪化により野生生物種の絶滅が加速度的に進行し、問題となっている。

県では、平成5（1993）年度から平成11（1999）年度にかけて実施した県内の野生生物等の状況に係る基礎調査結果について、平成12（2000）年度から平成14（2002）年度に10部門の報告書として発行した。

さらに、平成14（2002）年1月には「野生生物保全対策専門委員会」を設置して調査・検討を重ね、平成16（2004）年度に栃木県版レッドリストを策定し、また、絶滅のおそれのある野生動植物種等の現況をまとめた報告書である「レッドデータブックとちぎ」を作成した。

その後も、平成23（2011）年3月に第2次レッドリスト、平成29（2017）年3月に第3次レッドリストをとりまとめ、絶滅のおそれのある野生生物の状況把握を行うとともに、平成30（2018）年3月には13年ぶりの改訂となる「レッドデータブックとちぎ2018」を発行した。

令和5（2023）年3月には最新の情報に基づき第4次レッドリストをとりまとめ、絶滅のおそれのある野生生物の保全の普及啓発に努めている。

なお、第4次レッドリストにリストアップされている絶滅のおそれのある野生動植物のカテゴリ一別の状況は以下のとおりとなっている（表3-4-3）。

表3-4-3 第4次栃木県版レッドリスト掲載種のカテゴリー別集計表 動物・植物・菌類（種）

| 分類群 | カテゴリー | 絶滅 | 絶滅危惧Ⅰ類 | 絶滅危惧Ⅱ類 | 準絶滅危惧 | 絶滅危惧種 | 情報不足 | 絶滅のおそれのある地域個体群 | 要注目 | 計 |
|-------|-------|----|--------|--------|-------|-------|------|----------------|-----|-------|
| | | | Aランク | Bランク | Cランク | A~Cの計 | | | | |
| 維管束植物 | シダ植物 | | 8 | 10 | 9 | 27 | 2 | | 8 | 37 |
| | 種子植物 | 24 | 124 | 152 | 136 | 412 | 12 | 5 | 33 | 486 |
| | 計 | 24 | 132 | 162 | 145 | 439 | 14 | 5 | 41 | 523 |
| 蘚 | 苔類 | | 4 | 13 | 8 | 25 | 27 | | 2 | 54 |
| 藻 | 類 | | 23 | 3 | 2 | 28 | 1 | | 6 | 35 |
| 地衣 | 類 | | 27 | 11 | 34 | 72 | | 5 | | 77 |
| 菌 | 類 | | | 5 | 8 | 13 | 7 | | 25 | 45 |
| 変形菌 | 類 | 2 | | | | 0 | 7 | | 4 | 13 |
| 哺乳 | 類 | 2 | 2 | 5 | 4 | 11 | 6 | | 11 | 30 |
| 鳥 | 類 | | 20 | 13 | 31 | 64 | | | 1 | 65 |
| 爬虫 | 類 | | | 1 | 2 | 3 | 1 | | 6 | 10 |
| 両生 | 類 | | 1 | 3 | 5 | 9 | | | 5 | 14 |
| 魚 | 類 | | 6 | 6 | 2 | 14 | 2 | | 4 | 20 |
| 甲殻 | 類 | | | | 1 | 1 | | | 4 | 5 |
| 貝類 | 淡水産貝類 | | 5 | 1 | | 6 | | | 3 | 9 |
| | 陸産貝類 | | 5 | 10 | 10 | 25 | 6 | | 7 | 38 |
| | 計 | 0 | 10 | 11 | 10 | 31 | 6 | 0 | 10 | 47 |
| 昆虫 | | 12 | 77 | 81 | 172 | 330 | 54 | | 173 | 569 |
| 土壌動物 | | | 1 | 1 | 3 | 5 | 18 | | 25 | 48 |
| 計 | | 40 | 303 | 315 | 427 | 1,045 | 143 | 10 | 317 | 1,555 |

2 施策の展開

(1) 生態系保全上、特に重要な地域の保全

ア 自然環境保全地域等の保全

自然（緑地）環境保全地域に指定されている地域（図3-4-2）について、自然監視員による巡視、案内標識の整備、土地の形質変更の規制などにより保全に努めた。

イ ラムサール条約湿地等の保全

渡良瀬遊水地の生物多様性保全のため、平成26年度から外来植物除去活動を県民参加型で実施している（令和5（2023）年度は台風により中止）。

ウ 奥日光地区の自然環境の保全

奥日光地区における貴重な自然環境を保全するため、低公害バスの運行、植生回復対策（シカ食害影響調査）、外来植物の除去対策等に取り組んだ（表3-4-4）。

表3-4-4 低公害バス利用者数

| 年 度 | H30 (2018) | R 1 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) |
|--------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 低公害バス利用者数（人） | 83,886 | 66,758 | 34,437 | 36,843 | 46,475 | 37,857 |

(2) 奥山自然地域及び森林環境の保全

ア 自然公園等の適正な管理

自然公園については、指定の目的である自然の保護と利用の増進を図るための公園計画が定められ、これに基づいて、木竹の伐採、工作物の建築等の風致景観の現状を変更する行為を規制す

るとともに、歩道や休憩施設など利用のための施設整備を計画的に実施している。

また、公園利用者に対しては、自然公園指導員によるマナー指導やビジターセンターによる情報提供等が行われ、自然公園の適正な利用を促している。

さらに、奥日光の日光市道1002号線では、自動車の乗り入れ規制を行うとともに、代替交通手段として低公害バスを運行し、小田代原周辺の自然環境の保全を推進している。

(3) 里地里山環境の保全

ア 里地里山の保全

本県では、里地里山を農産物や特用林産物等の生産の場としてだけでなく、「自然環境保全機能」「景観形成機能」「自然とのふれあい機能」などの様々な公益的機能を有する場として、活用している。

しかしながら、高齢化による担い手不足等により十分に管理が行き届かず、荒廃した平地林が増加していることから、令和5（2023）年度に県内約711haについて、自治会等と連携して里山林を整備する市町の取組を支援した。

イ 豊かな地域資源の保全・継承

農業・農村のもつ豊かな自然、伝統文化等の多面的な機能を再評価し、豊かな生態系や美しい農村景観・伝統的農業施設等の保全・復元等を行っている。

特に、農業・農村の多面的機能を支える活動や、地域資源の質的向上を図る活動を支援する「多面的機能支払制度」を活用して、農地や農業用水、さらには、生態系や景観などの農村環境の保全向上に向けた地域ぐるみの共同活動を440地区の43,025haで促進した（表3-4-5）。

表3-4-5 多面的機能支払交付金の活用による農村環境保全活動の実施状況（令和5（2023）年度）

| 市町名 | 共同活動 | | 市町名 | 共同活動 | | 市町名 | 共同活動 | |
|------|------|--------|-------|------|--------|-------|------|--------|
| | 地区数 | 面積(ha) | | 地区数 | 面積(ha) | | 地区数 | 面積(ha) |
| 宇都宮市 | 48 | 4,013 | 栃木市 | 40 | 3,972 | 高根沢町 | 1 | 98 |
| 上三川町 | 6 | 136 | 小山市 | 13 | 5,938 | 那珂川町 | 7 | 256 |
| 鹿沼市 | 34 | 2,267 | 下野市 | 26 | 2,078 | 大田原市 | 52 | 5,416 |
| 日光市 | 37 | 2,499 | 壬生町 | 8 | 811 | 那須塩原市 | 40 | 3,011 |
| 真岡市 | 6 | 477 | 野木町 | 8 | 422 | 那須町 | 19 | 541 |
| 益子町 | 1 | 1,279 | 矢板市 | 14 | 787 | 足利市 | 8 | 426 |
| 茂木町 | 0 | 0 | さくら市 | 19 | 1,791 | 佐野市 | 22 | 1,060 |
| 市貝町 | 1 | 759 | 那須烏山市 | 11 | 562 | | | |
| 芳賀町 | 1 | 3,476 | 塩谷町 | 18 | 952 | 計 | 440 | 43,025 |

（注）小数点以下四捨五入のため、計とその内訳が合わない場合がある。

ウ 「とちぎグリーン農業」の推進

「とちぎグリーン農業推進方針」に基づき、化学肥料や化学農薬の使用量の削減や温室効果ガスの排出抑制、生物多様性の維持・向上などによる「環境負荷の低減」と「収益性の向上」が両立する農業の実現に向けた取組を推進している。

(7) 環境保全型農業直接支払交付金の活用推進

化学肥料・化学合成農薬を5割以上低減する取組と併せて行う地球温暖化防止や、生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援した。

(4) IPM（総合防除）の推進

モデルとなる「展示ほ」の設置等により、天敵やLEDライト、有色防虫ネット等を組み合わせることで、化学農薬の使用量を従来よりも低減する防除手法であるIPM（総合防除）の普及・定着に取り組んだ。

(ウ) 有機農業の推進

有機農業の拡大に地域ぐるみで取り組むモデル産地の育成を支援するとともに、有機農業推進アドバイザーによる有機農業志向者からの相談対応や、有機農業に関する情報発信に取り組んだ。

エ 環境保全型畜産の推進

家畜ふん尿の適正な処理・利用により環境汚染を未然に防止するとともに、良質な堆肥の生産・利用による地域における資源リサイクルの実現に向けた取組を推進している。

(7) 家畜ふん尿の適正な処理対策の指導

関係機関・団体に対し、家畜排せつ物の適正管理や関係法令等に関する指導者向け資料を配布し、理解促進と意識向上を図った。また、畜産農家を対象に、家畜排せつ物の管理状況について現地調査を行い、適正な処理及び管理の徹底を図った。

(イ) 家畜飼養環境整備の推進

臭気苦情が発生している又は発生するおそれのある農家について、臭気調査を行い、結果及び対応策に係るカンファレンスを開催した。また、結果を関係機関や団体と共有し、継続的な支援体制を構築するとともに、畜産臭気対策に関する技術の普及を図った。

(ウ) 家畜ふん尿の有効利用の推進

家畜ふん尿の適正な処理・利用を推進するため、堆肥舎の整備や、切返作業機（ホイローダー）、堆肥散布機（マニユアスプレッダー）、堆肥のペレット加工機械等の導入を支援した（令和5（2023）年度は34件）。

オ ビオトープの保全・創造

農村地域は、農産物の生産や地域住民の生活の場であるとともに、多様な生物が生息する場でもある。土地利用型園芸など収益性の高い農業の実現を目指す基盤整備の推進にあたって、地域の自然環境の維持や負荷を軽減するため、令和5（2023）年度は赤城地区（佐野市）など計3地区8か所において、農業用水路の一部を拡幅し、深みを持たせた構造や、水路横断工などの生態系に配慮した整備を実施した。

(4) 河川・湿地等水辺環境の保全

ア 水辺環境の状況

本県には、北西部山岳地帯を源とする、鬼怒川、那珂川、渡良瀬川の3つの大きな河川があり、中禅寺湖をはじめとする湖沼や中小の河川とともに水系を形成している。

河川では、水の流れの変化によって「瀬」と「淵」が交互に表れ、昆虫、魚類、鳥類など多様な生物の生息・生育・繁殖の場となっている。また、県内には、河川や水路等多くの親水空間が存在しており、県民の水辺とのふれあいや憩いの場ともなっている。今後とも、自然環境等に配慮した多自然川づくりを推進し、美しい「とちぎの川」の保全・創出に努める。

イ 水辺環境の保全

河川、水路の整備に当たっては、低水路の蛇行、瀬と淵の保全・創出など、水生生物等の生育環境や水辺の景観などに配慮した「多自然川づくり」を推進している。

令和5（2023）年度は、秋山川（佐野市）、武名瀬川（上三川町）等22河川で整備、保全を実施した。

(5) 絶滅のおそれのある種の保全

ア 「栃木県版レッドリスト」の見直し及び「レッドデータブックとちぎ」の改訂

平成30（2018）年3月には13年ぶりに改訂した「レッドデータブックとちぎ2018」を発行し、見やすく親しみやすいデザインに刷新するとともに、多くの県民への普及が図られるよう、県内の主要書店やインターネットで購入できるようにしている。

また、令和5(2023)年3月に5年ぶりに改訂した第4次レッドリストでは、動植物等の掲載数は19種増加し1,536種から1,555種に、うち絶滅危惧種(絶滅危惧Ⅰ類及びⅡ類、準絶滅危惧)は20種増加し1,025種から1,045種となっている。

イ 生物多様性保全等についての普及啓発

(7) 「レッドデータブックとちぎ」普及啓発等

令和5(2023)年3月に5年ぶりに行った栃木県版レッドリスト改訂に併せ、希少な動植物種の分布情報等の検索・閲覧サイト「レッドデータとちぎウェブ」のページ構成をスマートフォンでも利用しやすいように改善し、レッドデータブックとちぎを広く県民に周知するとともに、希少種保全の普及啓発を図った。

(4) 野生生物の保護意識の啓発

愛鳥週間用ポスター原画コンクール等による保護意識の啓発を図った。また、傷病鳥獣救護事業により獣医師やボランティアと協働して野生鳥獣の保護を実施した。

ウ ミヤコタナゴの保全対策

ミヤコタナゴは、日本固有種であり、かつては茨城県を除く関東地方全域に生息していたが、現在は千葉県と栃木県のごく限られた地域にのみ生息している。県内では4か所で生息が確認されており、それぞれの地域性に合わせて保全対策を実施している。

「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(種の保存法)」に基づき、平成6(1994)年12月に全国で初めて指定された大田原市の「羽田ミヤコタナゴ生息地保護区」において、環境省、大田原市及び羽田ミヤコタナゴ保存会等と連携し、ミヤコタナゴの生息環境の保全を図るほか、水産試験場において、ミヤコタナゴの増殖等を行っている(表3-4-6)。

また、県内の他の3生息地においても、関係機関と連携し、ミヤコタナゴの生息環境の保全を図った。

表3-4-6 ミヤコタナゴに関連する法令等による指定状況

| 法令等の名称 | 指定内容 | 指定年月日 | 備考 |
|-------------------|----------------------|---------------|----|
| 自然環境の保全及び緑化に関する条例 | 自然環境保全地域 | 昭和48(1973)年8月 | 親園 |
| 文化財保護法 | 天然記念物 | 昭和49(1974)年6月 | |
| 種の保存法 | 国内希少野生動植物種 | 平成6(1994)年3月 | |
| | 国内希少野生動植物種 生息地保護区 | 平成6(1994)年12月 | 羽田 |
| 国版レッドリスト | 絶滅危惧ⅠA類 | | |
| 県版レッドデータブック | 絶滅危惧Ⅰ類(Aランク) | | |

エ 土地利用における野生生物への配慮

大規模な土地利用や開発事業の実施に当たっては、事業者に対し環境影響評価制度や自然環境保全協定制度に基づく野生生物の調査の実施や、希少種を中心とした保護対策を指導した(表3-4-7)。

表3-4-7 自然環境保全協定締結状況

| H29年度 (2017) | H30年度 (2018) | R1年度 (2019) | R2年度 (2020) | R3年度 (2021) | R4年度 (2022) | R5年度 (2023) |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 8件 | 2件 | 5件 | 15件 | 3件 | 3件 | 3件 |

第2節 森林・みどりづくり活動の推進

1 現状と課題

(1) 本県の森林の概要

ア 本県の森林の概要

令和4（2022）年度末における本県の森林面積は約35万haである（県土面積約64万ha）（図3-4-3）。

森林のうち、国有林を除く民有林の内訳は、人工林が約12万ha（本県森林の35%）、天然林が約10万ha（本県森林の29%）、全体で約22万ha（本県森林の63%）となっている（図3-4-4）。

また、民有林における樹種別面積割合は、スギが32%、ヒノキが21%、その他針葉樹が9%、広葉樹が38%となっており、スギ・ヒノキを中心とした人工林面積は約12万ha（民有林面積の56%）となっている（表3-4-8）。

図3-4-3

県土面積における森林の割合（令和4（2022）年度末）

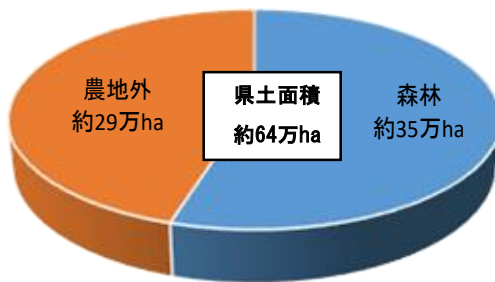


図3-4-4

県内所有別・地種別森林面積の割合（令和4（2022）年度末）

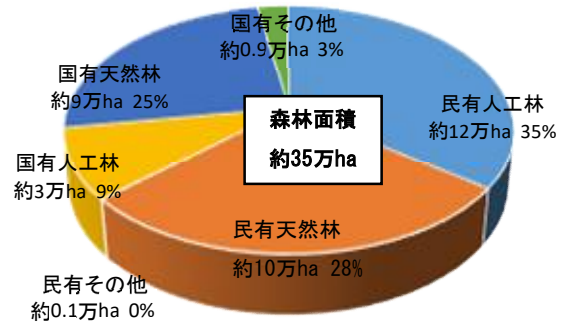


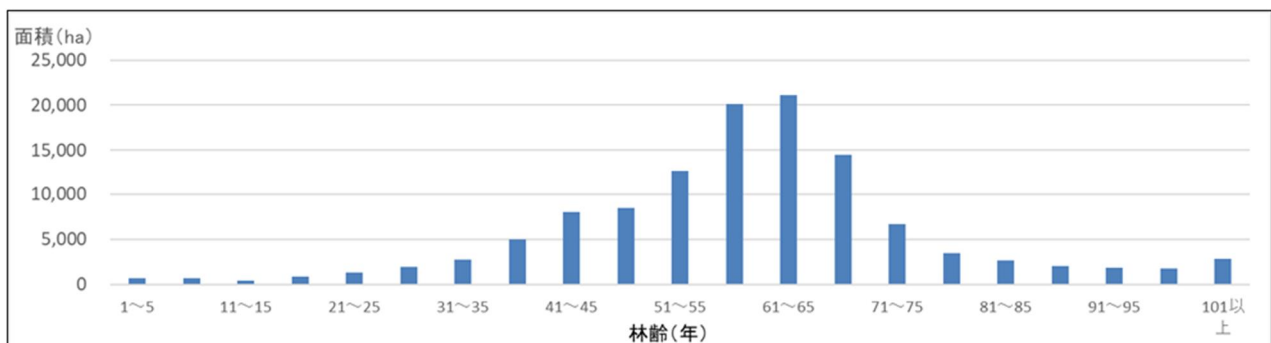
表3-4-8 民有林における樹種別面積割合（令和4（2022）年度末）

| 区分 | 割合 | 樹種（全体に占める割合） |
|-----|-----|-----------------------------|
| 針葉樹 | 62% | スギ（32%）、ヒノキ（21%）、その他針葉樹（9%） |
| 広葉樹 | 38% | クヌギ（2%）、その他広葉樹（36%） |

民有林における人工林の林齢構成は、61年～65年生（13齢級）をピークにピラミッド型をなしており、伐採適期を迎えた46年～50年生（10齢級）以上の人工林が8割を超える（図3-4-5）。

しかしながら、木材価格の低迷等による林業採算性の悪化により、主伐及び主伐後の造林などが停滞し、森林の更新が十分に進まない状況にある。

図3-4-5 民有林における人工林の林齢別面積（令和4（2022）年度末）



イ 森林の有する多面的な機能

森林には、次のような機能があるとされている。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| ① 生物多様性保全機能 | ⑤ 快適環境形成機能 |
| ② 地球環境保全機能 | ⑥ 保健・レクリエーション機能 |
| ③ 土砂災害防止機能・土壌保全機能 | ⑦ 文化機能 |
| ④ 水源涵養機能 | ⑧ 物質生産機能 |

近年、二酸化炭素を吸収・固定する働きから、地球環境保全機能が国際的に重要視されている。

また、森林は、所有者等による植林から伐採までの林業生産活動や病虫害の防除・森林火災の防止などの適正な管理を通じ、その多面的機能を維持向上させ、県民の生活環境を守るという重要な役割を担っている。

(2) 森林の整備状況

ア 民有林造林面積の推移

民有林の造林面積は昭和53（1978）年度の2,100haをピークに減少に転じ、平成26（2014）年度は約230haまで落ちこんだが、令和5（2023）年度に528haまで増加した（図3-4-6、図3-4-7）。

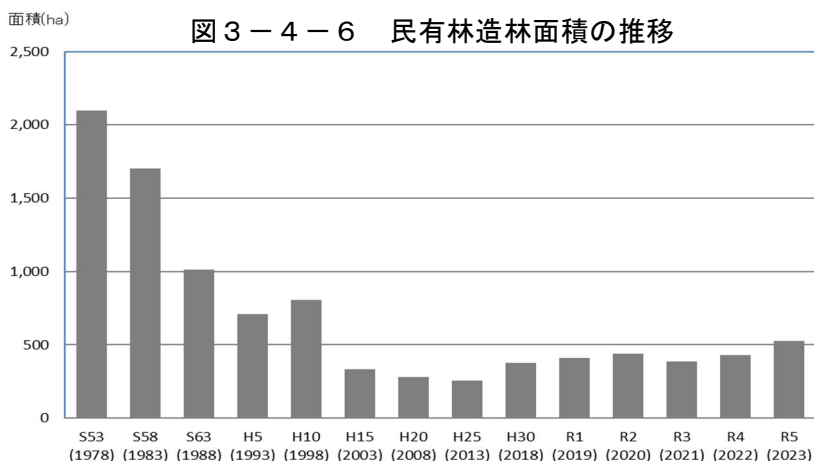
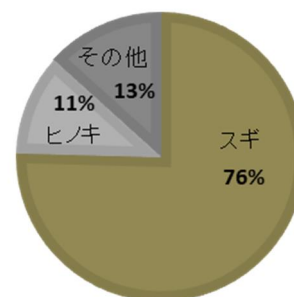


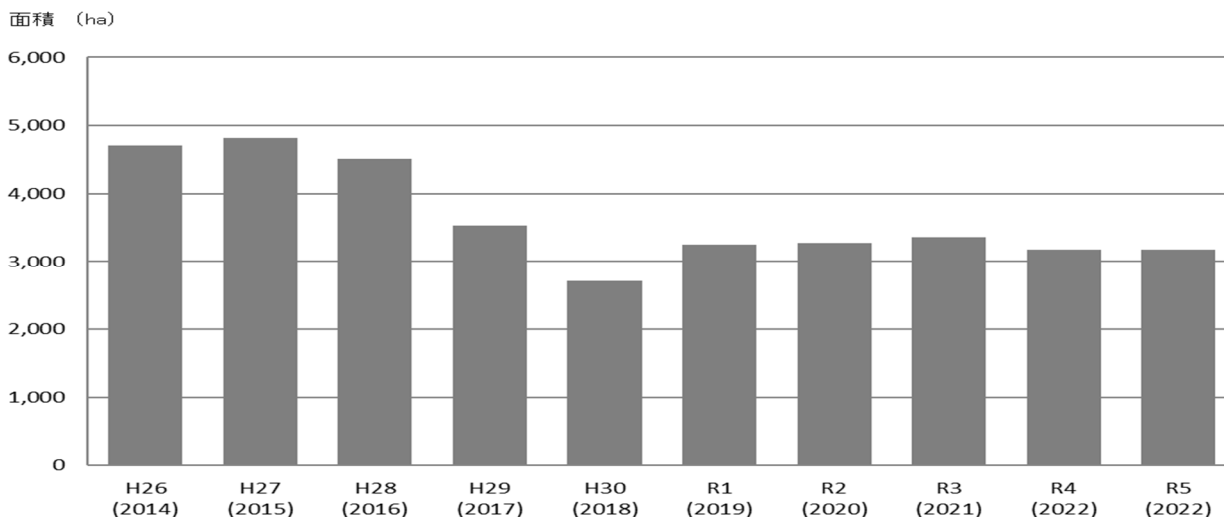
図3-4-7 民有林樹種別造林面積の割合（令和5（2023）年度実績）



イ 民有林間伐面積の推移

民有林の間伐面積は、近年、約3,200ha前後で推移しており、令和5（2023）年度は3,182haとなっている。（図3-4-8）。

図3-4-8 民有人工林の間伐実施面積の推移



(3) 保安林の指定状況

水源涵養や土砂流出防備など森林の公益的機能をより高度に発揮させるため、水源林や民家に近い森林などを森林法に基づき、保安林に指定している。

本県の保安林面積は着実に増加しており、令和5（2023）年度末に約20万haとなっている。その内訳は国有林が58%（国有林面積の約9割）、民有林が42%（民有林面積の約4割）となっている（図3-4-9、表3-4-9）。

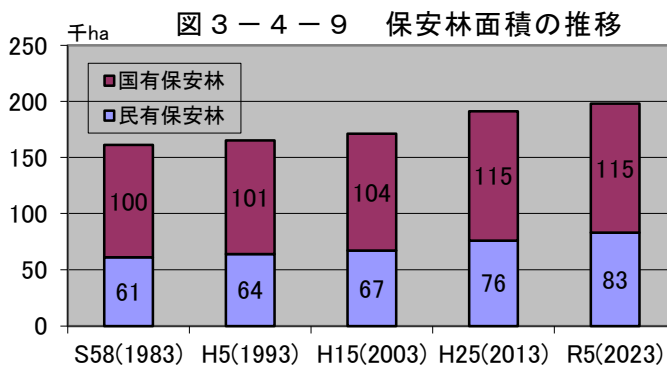


表3-4-9 保安林の種類別面積 (令和6（2024）年3月31日現在) (単位: ha)

| 項目 保安林種 | 民有林 | | 国有林 | | 合計 | |
|------------|---------|-------|---------|-------|---------|--------|
| | | 兼種 | | 兼種 | | 兼種 |
| 水源かん養保安林 | 60,442 | | 93,287 | | 153,729 | |
| 土砂流出防備保安林 | 21,219 | | 21,756 | | 42,975 | |
| 土砂崩壊防備保安林 | 81 | | 52 | | 133 | |
| 防風保安林 | 21 | | | | 21 | |
| 水害防備保安林 | 62 | | | | 62 | |
| 干害防備保安林 | 556 | | 116 | | 672 | |
| 落石防止保安林 | 2 | | | | 2 | |
| 保健保安林 | 301 | 8,603 | 63 | 6,947 | 364 | 15,550 |
| 風致保安林 | | | | 70 | | 70 |
| 計 | 82,684 | 8,603 | 115,274 | 7,017 | 197,958 | 15,620 |
| 森林面積 | 220,095 | | 127,727 | | 347,822 | |
| 保安林率 | 37.6% | | 90.3% | | 56.9% | |

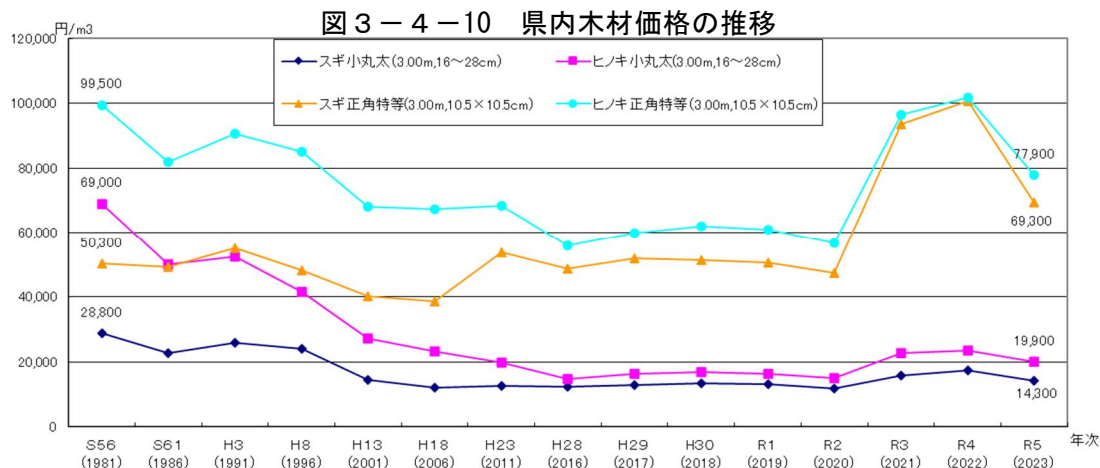
(注) 森林面積は令和5（2023）年3月31日現在の面積である。

(4) 森林を支える林業・木材産業の現状

ア 林業の現状

(7) 木材価格の状況

令和5（2023）年の木材価格は、素材ではスギ小丸太が14,300円/m³、ヒノキ小丸太が19,900円/m³、製材品ではスギ正角KD（柱材）が69,300円/m³、ヒノキ正角KD（柱材）が77,900円/m³となっている（図3-4-10）。



(イ) 林業担い手等の状況

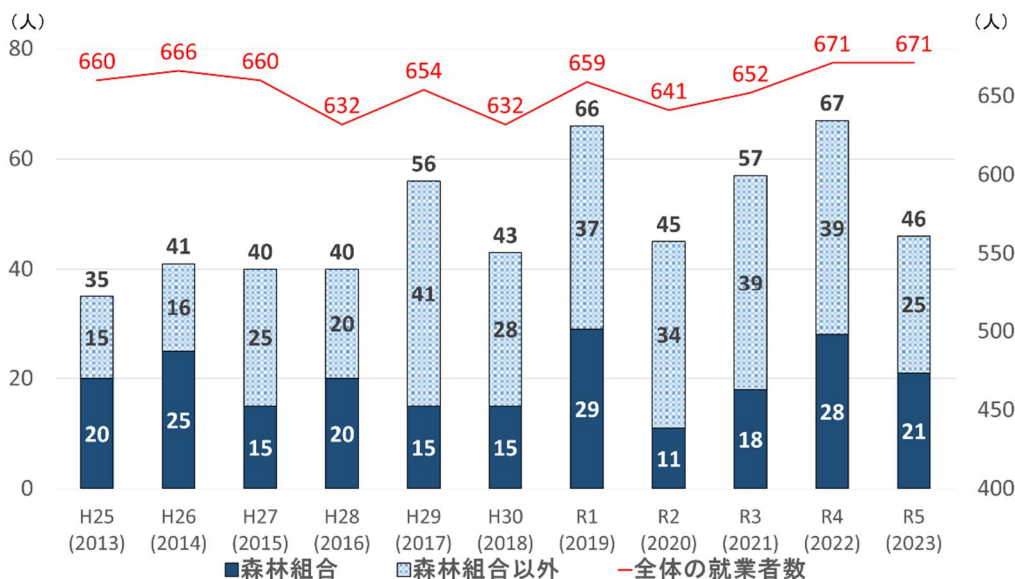
本県では、1,015の林業経営体があり、そのうち52%が保有山林10ha未満の小規模経営体となっている（2020年農林業センサス）。

また、令和5（2023）年度の林業就業者数は671人であり、そのうち、新規就業者数は46人であった（図3-4-11）。

なお、新規就業者は、新卒や他産業に勤務経験のある20代～30代を中心とする年齢層からの参入が多かった。

さらに、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき、森林組合など29経営体が作成した雇用の改善や事業の合理化を図るための改善計画を認定している。

図3-4-11 新規林業就業者及び全体の林業就業者数の推移



(ウ) 林業生産の基盤の状況

本県では、林業生産の基盤となる林道、作業道の延長が1,461km、5,466km、密度が6.6m/ha、24.8m/haである（表3-4-10）。

また、高性能林業機械の導入台数が218台となっており、プロセッサが最も多い（表3-4-11）。

表3-4-10 林道・作業道の状況

| 区分 | 整備目標 (R16 (2034)年度) | | 現況 (R5 (2023)年度末) | | 達成率 (%) |
|-----|---------------------|----------|-------------------|----------|---------|
| | 延長(km) | 密度(m/ha) | 延長(km) | 密度(m/ha) | |
| 林道 | 2,375 | 10.6 | 1,461 | 6.6 | 62 |
| 作業道 | 6,680 | 29.9 | 5,466 | 24.8 | 82 |

(注) 整備目標は、「栃木県民有林林道網整備計画 (H10～H46)」における整備目標である。

表3-4-11 高性能林業機械の導入状況（令和4（2022）年度実績）

| 機械名 | フェラバンチャー | ハーベスタ | プロセッサ | スキッター | フォワーダ | タリヤーダ | スイングヤーダ | その他 | 計 |
|------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|---------|-----|-----|
| 保有台数 | 7 | 26 | 63 | 3 | 46 | 5 | 18 | 50 | 218 |

イ 木材産業の現状

令和5（2023）年の素材供給量は840千m³で、前年より87千m³増加している。供給の内訳は、自県材74.2%、他県材25.5%、外材0.3%で、約7割が製材用である（図3-4-12）。

製材品出荷量は、ここ数年250千m³から290千m³程度で推移しており、うち国産材人工乾燥材出

荷量は令和5（2023）年に232千m³、国産材人工乾燥材率（製材品出荷量に占める割合）は約86%となった（図3-4-13）。

図3-4-12 素材供給量の状況

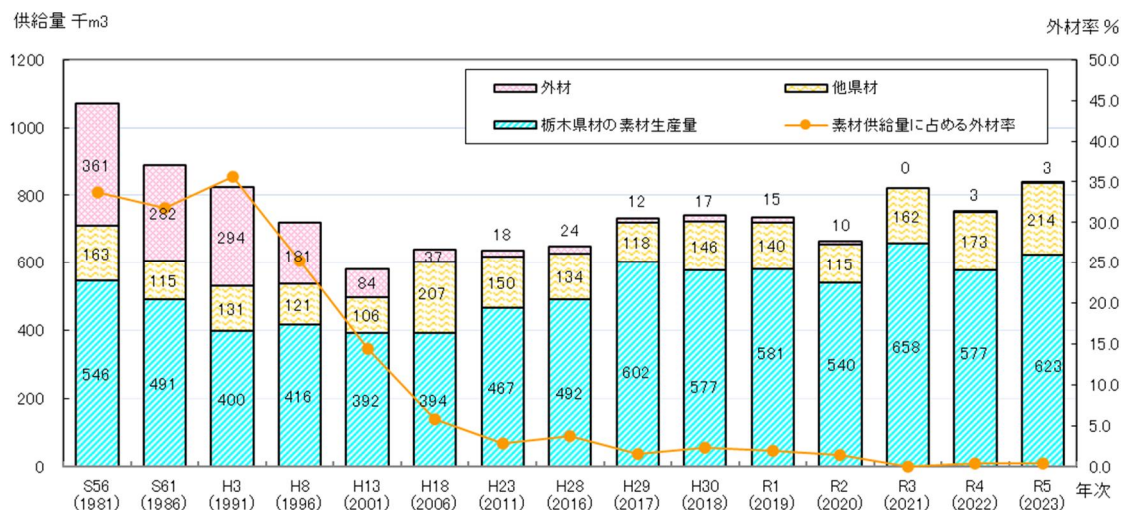
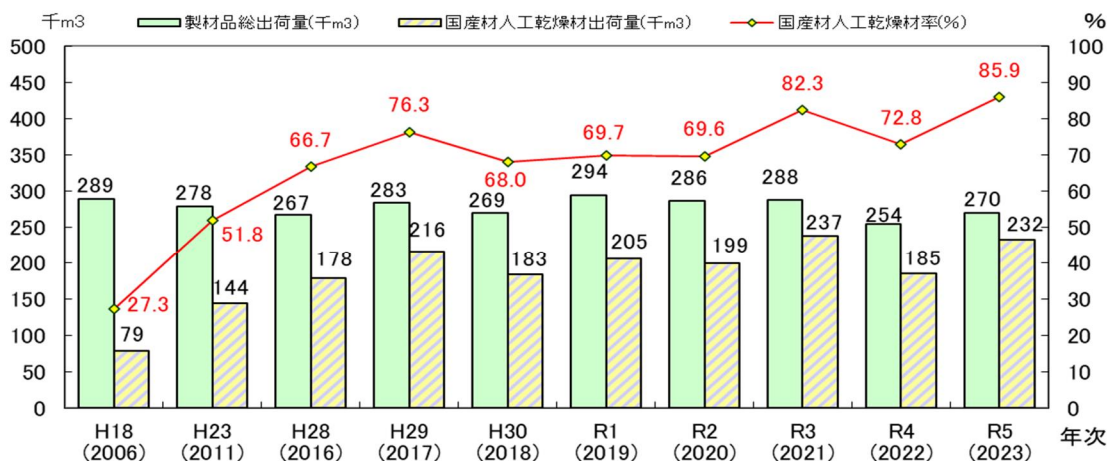


図3-4-13 製材品出荷量の状況



② 施策の展開

(1) 森林の適正な管理と公益的機能の向上

ア 間伐等森林整備の促進

本県では、森林の持つ公益的機能を持続的かつ高度に発揮させるため、森林組合や森林所有者等による森林整備を進めており、令和5（2023）年度に3,182haの間伐を実施（表3-4-12）するとともに、528haの造林を実施した。

表3-4-12 間伐の実績

(単位：ha/年)

| 年度 | H29(2017) | H30(2018) | R1(2019) | R2(2020) | R3(2021) | R4(2022) | R5(2023) |
|----|-----------|-----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| 間伐 | 3,528 | 2,795 | 3,254 | 3,274 | 3,357 | 3,177 | 3,182 |

イ 公的森林整備の推進

本県では、自然災害などにより公益的機能の低下した保安林の機能を回復させるため、県によ

る治山事業を進めており、令和5（2023）年度に58haの間伐を実施した（表3-4-13）。

表3-4-13 公益的機能向上のための公的森林整備 (単位：ha/年)

| 年 度 | H29 (2017) | H30 (2018) | R 1 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 保安林整備事業 | 44 | 58 | 85 | 82 | 85 | 53 | 58 |

ウ 森林を支える林業・木材産業の振興

(ア) 森林整備を支える人・システムづくり

本県では、増大する森林整備に対応する人材の確保・育成を目的とした「栃木県林業大学校」の開校に向け、施設整備やカリキュラム作成等を行った（令和6（2024）年4月に開校）。

また、森林整備の中核を担う森林組合等林業事業体の新規就業者を確保・育成するため、国の「緑の雇用対策事業」の活用促進を図りながら、栃木県林業労働力確保支援センターが行う林業カレッジ研修等のほか、林業労働災害を防止し、作業現場の安全や安全意識の向上を図るための研修や巡回指導を支援した。

(イ) 低コスト林業の基盤づくり

森林施業や木材生産の効率化を図るため、令和5（2023）年度は林道0.1km、作業道316.7kmの開設に対し支援するとともに、林道の改良、舗装を実施した。

さらに、作業の効率化、低コスト化を図るため、高性能林業機械等の導入や共同利用（レンタル事業）に対して支援を行った。

(ウ) 県産材の安定供給と利用拡大

原木及び製品双方の安定供給体制の構築や、木材加工流通施設の整備強化を支援した。

とちぎ材の利用促進、販路拡大を図るため、県産出材を一定割合以上使用した県内外の木造住宅建設に対し補助を行うとともに、東京圏の製品展示会に出展した。

また、木材業者に対し、木材産業等高度化推進資金等を融資し、経営合理化を推進した。

エ とちぎの元気な森づくり県民税による取組の推進

公益的機能を有する森林を県民全体の協力の下に守り育て、元気な森を次の世代に引き継いでいくことを目的に平成20（2008）年4月に導入した「とちぎの元気な森づくり県民税」について、第2期県民税事業の6年目にあたる令和5（2023）年度は次の事業を行った。

(ア) とちぎの元気な森づくり未来の森整備事業

森林の若返りを図るため、皆伐後の再造林や樹種転換などを支援した。

a 再造林・樹種転換促進事業（県事業）

針葉樹の皆伐後の植栽約480ha、下刈り約1,600ha、森林作業道の開設約42,600mについて支援し、針葉樹の再造林及び広葉樹への樹種転換を進めた。

また、植栽した苗木への忌避剤の散布等による食害対策や、成木の幹にネットを巻いてクマ等による剥皮被害の対策への支援を行った。

(イ) とちぎの元気な森づくり里山林整備事業

a 里山林整備事業（市町村交付金事業・国庫補助活用事業）

地域提案による里山林の価値を活かした整備や、通学路沿いや住宅地周辺にある暗くうっそうとした里山林、野生獣被害が発生するおそれのある田畑等に隣接する里山林約711haの整備に対し支援を行った。

b 里山林管理事業（市町村交付金事業）

第1期（平成20（2008）～29（2017）年度）及び第2期（平成30（2018）～令和9（2027）年度）以降に整備した里山林のうち、約1,327haの管理活動に対し支援した。

(ウ) とちぎの元気な森づくり森林所有対策事業

過疎化や高齢化等により境界や所有者が不明な森林が増加する中、森林の適正な管理による公益的機能の持続的な発揮に向け、森林組合等による地籍調査事業への支援を行った。

a 森林組合等地籍調査事業（森林組合等補助事業）

境界等の不明な森林について、栃木県森林組合連合会が行う地籍調査（8市町）に対して支援を行った。

(I) とちぎの元気な森づくり県民会議等事業

a とちぎの元気な森づくり県民会議事業（県事業）

平成20（2008）年度に制定した「元気な森づくりの日（10月16日）」を中心にパネル展示などを実施するとともに、平成21（2009）年度に決定したシンボルマーク「とちもりくん」を活用したPRを実施した。

また、栃木県誕生150年を記念した作文コンクールの開催や「1日環境森林部長」体験の実施、木工工作コンクールの開催、情報誌「とちぎの元気な森づくりNEWS」の発行などを行った。

b とちぎの元気な森づくり県民普及啓発事業（県事業）

とちぎの元気な森づくり県民税に対する県民の理解促進を図るため、税制度、森林の大切さや社会全体で森林を守り育てていくことの必要性について、県内各種イベントでのリーフレット配布や新聞、テレビなどによる広聴・広報活動を実施した。

c 税事業評価委員会事業（県事業）

令和4（2022）年度の事業評価のため「とちぎの元気な森づくり県民税事業評価委員会」を開催し、令和5（2023）年11月に事業の評価結果が知事宛てに提出された。

(オ) とちぎの元気な森づくり地域活動支援事業

里山林等の持続的な保全のためのボランティアの育成・確保、企業と森づくり活動団体とのマッチング支援を行った。

オ 森林環境譲与税事業（主なもの）

(7) 木造・木質化等事業

木材需要の創出に寄与する中大規模建築物の木造・木質化を推進するため、県有施設（4施設）の木造化や、民間施設（6施設）の木造化支援を行った。

カ 森林計画制度による森林管理の推進

本県では、森林法に基づき、10年を1期（前期・後期）とする地域森林計画を策定しており、県内を那珂川・鬼怒川・渡良瀬川の3つの森林計画区に区分している

（図3-4-14、図3-4-15）。

また、計画的な森林整備を図るため、森林計画図や森林簿、施業履歴など民有林に関する様々な情報について管理・分析する森林クラウドシステムの運用を開始しており、市町、林業事業者との情報共有を図っている。

図3-4-14 栃木県の森林計画区



図 3-4-15 森林計画区と計画期間

| 計画区名 | R元 2019 | R2 2020 | R3 2021 | R4 2022 | R5 2023 | R6 2024 | R7 2025 | R8 2026 | R9 2027 | R10 2028 | R11 2029 | R12 2030 | R13 2031 | R14 2032 |
|------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 那珂川 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計画樹立 | | | 計画樹立 | | | | | 計画樹立 | | | | | |
| 鬼怒川 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計画樹立 | | | | | 計画樹立 | | | | | | | | |
| 渡良瀬川 | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計画樹立 | | | 計画樹立 | | | | | | 計画樹立 | | | | |

キ 保安林・林地開発許可制度等による森林の保全

「とちぎ森林創生ビジョン」に基づき、民有林の保安林整備を実施した。
また、林地開発許可制度の適切な運用と指導に取り組んだ。
さらに、県民共有の財産である水源地域の森林を健全な姿で次の世代に引き継いでいくため、令和4（2022）年度に水源地域保全条例を制定して水源地域の保全に関する基本理念を定めるとともに、令和5（2023）年度からは水源地域内の森林に係る土地売買等契約の事前届出制度を開始した。

ク 森林被害対策の推進

本県では、森林の病害虫等被害を早期に発見し、適切な対策を実施するため、市町や関係団体等と連携して被害対策を講じており、令和5（2023）年度に松くい虫被害防除対策として、7.5haの薬剤散布と19m³の被害木の伐倒駆除を実施したほか、ナラ枯れ被害防除対策として、733m³の被害木の駆除を行った。
また、森林火災を防止するため、3月1日から5月31日を「栃木県春の山火事防止強調運動期間」と定め、広報車による巡回パトロールやラジオによる山火事防止CMの放送、ポスター・リーフレットの配布等、山火事防止の普及啓発活動を実施した。

ケ 企業等との協働による森づくりの推進

本県では、企業や団体等が社会貢献活動の一環として行う植栽・下刈・間伐などの森林整備活動の促進を図るため、平成21（2009）年度から「企業等の森づくり推進事業」を開始しており、令和5（2023）年度は10協定を締結した。（表3-4-14）。

表 3-4-14 企業等による森づくり協定締結数（累計）

| 年 度 | H28 (2016) | H29 (2017) | H30 (2018) | R 1 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) |
|----------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 企業等による森づくり協定締結 | 42 | 51 | 61 | 70 | 76 | 90 | 97 | 107 |

（2）緑化活動の推進

県土の緑化を推進するため、「栃木県環境基本計画」に基づき多様な緑化施策を総合的かつ計画的に実施した。

ア 県民参加の森林づくりの推進

身近な里山林等の保全のため、森づくりに参加するボランティア（とちぎ森づくりサポーター）の育成・確保や、ボランティアの受入れを希望している森づくり団体と森づくりサポーターのマッチング等の支援を行った。

また、より多くの県民が森づくりに参加できる環境を整えるため、ホームページ（とちぎの元気な森づくりサポートサイト）において、森づくりに関する情報の発信を行った。

イ 「200万県民“1人1本木を植えて育てよう”運動」の推進

家庭や学校、地域、職場などのさまざまな場面で1人1本木を植えて育てる取組を進めるため、春季及び秋季緑化運動期間を中心に、県内各地で（公社）とちぎ環境・みどり推進機構等と連携し、苗木配布会を実施した（表3-4-15）。

表3-4-15 苗木配布会の実施状況

| 年 度 | H29(2017) | H30(2018) | R 1 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) |
|-----------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 実施会場数（会場） | 35 | 34 | 30 | 8 | 14 | 33 | 35 |
| 配布本数（本） | 6,950 | 6,400 | 5,450 | 1,910 | 3,560 | 5,955 | 6,955 |

ウ 普及啓発によるみどりづくり活動の促進

県内各地を訪れる人たちのおもてなしとなる場において、地域の様々な主体の協働による植樹活動を展開（県内4会場）した。

また、緑化関連情報の提供（ホームページ、パンフレット等）を行ったほか、春季及び秋季緑化運動期間を中心とした苗木配布会（県内35会場）を開催し、みどりづくりに関する普及啓発を行った（表3-4-16）。

表3-4-16 みどりづくり活動参加人数の推移

| 年 度 | H29(2017) | H30(2018) | R 1 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) |
|---------|-----------|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|
| 参加人数（人） | 7,953 | 7,896 | 7,265 | 324 | 637 | 195 | 574 |

エ みどりづくりへの支援

都市緑化推進の重要性に鑑み、県（5か所）及び足利市でそれぞれ「緑の相談所」を設置し、植栽樹種の設定、植栽方法、病虫害防除等に関する相談、各種緑化の催し物を行い、都市緑化意識の高揚、植物知識の普及・啓発を図っている（表3-4-17）。

表3-4-17 緑の相談所の利用状況（令和5（2023）年度）

| 団 体 名 | 都市公園名 | 相 談 | 講習会 | | 展 示 会 |
|-------|----------|-----|-----|-------|-------|
| | | | 回 数 | 利用者 | |
| 栃木県 | 井頭公園 | 88 | 34 | 391 | 42 |
| | 中央公園 | 336 | 31 | 514 | 42 |
| | 那須野が原公園 | 66 | 19 | 231 | 49 |
| | みかも山公園 | 86 | 42 | 480 | 44 |
| | 日光だいや川公園 | 17 | 19 | 193 | 22 |
| 足利市 | 岩井分水路緑地 | 6 | 18 | 301 | 0 |
| | 合計 | 599 | 163 | 2,110 | 199 |

オ 都市地域における緑化の推進

(7) 「緑の基本計画」の策定促進

緑の基本計画は、各市町が緑豊かで快適かつ個性的な都市づくりを進めるにあたり、地域の自然的、社会的条件等を十分に勘案しつつ策定されるものであり、各市町から相談があった場合は積極的に助言を行っている。

(4) 緑地の保全配慮地区等への指定

保全配慮地区とは、都市緑地法に基づき定められる、緑地保全地域、特別緑地保全地区及び生

産緑地地区以外の区域であって重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区のことであり、各市町が当該地域の緑地の現状、住民のニーズ等を踏まえて定めることが望ましいとされている。

なお、各市町から相談があった場合は積極的に助言を行っている。

(ウ) 都市公園の整備状況

都市公園は、都市に緑とオープンスペースをもたらすことによって都市環境を良好なものにするばかりでなく、児童、青少年の健全なレクリエーションの場や市民のコミュニケーションの場を提供するとともに、大気汚染、騒音等都市公害を緩和し、災害時の避難場所として活用されるなど、多目的な機能を有する基幹的な生活基盤施設である。

本県では、令和5（2023）年3月末において2,297か所2,840.64haの都市公園が整備されており（表3-4-18）、都市計画区域内の1人当たり公園面積は15.3㎡が確保され、全国平均の10.8㎡を大きく上回る整備水準となっている。

表3-4-18 都市公園整備状況（令和5（2023）年3月末）

| 種 類 | | 箇 所 数 | 面 積(ha) | 種 類 | 箇 所 数 | 面 積(ha) |
|------------------|-------------|-------|----------|---------|-------|----------|
| 基 幹 公 園 | 街 区 公 園 | 1,873 | 257.52 | 特 殊 公 園 | 16 | 120.42 |
| | 近 隣 公 園 | 135 | 218.07 | 広 域 公 園 | 4 | 374.40 |
| | 地 区 公 園 | 67 | 351.3 | 緩 衝 緑 地 | 14 | 42.37 |
| | 小 計 | 2,075 | 826.89 | 都 市 緑 地 | 107 | 264.04 |
| | 都 市 基 幹 公 園 | | | 広 場 公 園 | 8 | 1.15 |
| | 運 動 公 園 | 35 | 819.38 | 緑 道 | 10 | 2.00 |
| | 小 計 | 63 | 1,209.37 | 合 計 | 2,297 | 2,840.64 |

第3節 自然の利活用・環境整備

1 現状と課題

(1) 自然公園入込数

本県は、県北西部の山岳地帯を中心とした日光国立公園や、地域の特性を持つ8つの県立自然公園を有し、その総面積は約13万haであり県土の面積の約21%を占めている。

これらの自然公園には、県の内外から、四季折々の豊かな自然を楽しむため多くの人々が訪れている。

表3-4-19 県内自然公園入込数 (人)

| 年 度 | H30 (2018) | R 1 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) |
|-----------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| 国立公園 | | | | | | |
| 日光国立公園 | 16,209,644 | 15,423,196 | 9,919,740 | 9,895,087 | 10,824,738 | 11,547,231 |
| 県立自然公園 | | | | | | |
| 益子県立自然公園 | 142,353 | 155,777 | 120,550 | 130,922 | 140,551 | 139,919 |
| 太平山県立自然公園 | 1,389,855 | 1,532,353 | 881,425 | 884,895 | 937,434 | 1,031,565 |
| 唐沢山県立自然公園 | 589,100 | 632,715 | 536,705 | 856,338 | 697,963 | 766,750 |
| 前日光県立自然公園 | 220,238 | 252,847 | 191,308 | 200,269 | 210,334 | 215,510 |
| 足利県立自然公園 | 1,293,802 | 1,133,338 | 1,280,161 | 1,349,362 | 1,309,055 | 908,518 |
| 宇都宮県立自然公園 | 1,638,383 | 1,591,994 | 912,472 | 811,325 | 1,141,785 | 1,210,826 |
| 那珂川県立自然公園 | 256,115 | 231,524 | 163,616 | 237,935 | 280,609 | 317,899 |
| 八溝県立自然公園 | 2,118,894 | 1,841,215 | 1,172,952 | 1,011,563 | 1,309,482 | 1,475,318 |

2 施策の展開

(1) 豊かな自然の利活用

ア 自然公園等施設の長寿命化

自然公園等施設の長寿命化を図るため、橋梁等の改修工事を行った。

整備箇所：中宮祠園地（観瀑台園地）

整備内容：橋梁改修、展望台塗装

イ 自然公園等施設の標識の多言語化

外国人観光客の受入環境を整備するため、標識の多言語化を行った。

整備箇所：中禅寺湖周回線歩道、須巻富士新湯線歩道、八方ヶ原園地（外6か所）

整備内容：標識の多言語化

ウ 自然公園の情報発信の強化

県のホームページ等により、自然公園に関する情報発信の強化を図っている。

(2) 自然とふれあう環境の整備

ア 自然公園等施設の整備

自然公園の安全で快適な利用を促進するため、歩道、園地等の整備や自然災害による被災箇所の復旧工事を行った。

整備箇所：中禅寺湖周回線歩道、雄飛の滝線歩道、益子国民休養地（外25か所）

整備内容：歩道改修、園地整備等

イ 奥日光環境保全対策

国際観光地「日光」活性化事業で整備した日光中宮祠地区の県営駐車場、湖畔園地、イタリア大使館別荘記念公園、中禅寺湖畔ボートハウス等の管理運営を行った（表 3-4-20）。

表 3-4-20 施設利用状況の推移 (人)

| 年 度 | H30 (2018) | R 1 (2019) | R 2 (2020) | R 3 (2021) | R 4 (2022) | R 5 (2023) |
|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|
| イタリア大使館別荘記念公園 | 68,149 | 55,559 | 39,517 | 30,895 | 44,404 | 42,045 |
| 英国大使館別荘記念公園 | 83,421 | 58,809 | 43,197 | 34,397 | 48,629 | 47,455 |
| 中禅寺湖畔ボートハウス | 46,669 | 40,476 | 22,530 | 20,498 | 28,673 | 37,674 |

第4節 野生鳥獣の適正管理

1 現状と課題

(1) 野生鳥獣の生息等の状況

野生鳥獣は、人間の生存の基盤である自然環境を構成する重要な要素の一つであり、それを豊かにするものであると同時に、国民の生活環境を保持・改善する上で欠くことのできない役割を果たすものである。

しかし、近年では生息環境の変化等により、地域的に絶滅のおそれのある種が存在する一方で、一部の野生鳥獣の生息数増加や生息分布の拡大が進行し、農林水産業や生態系等の被害が深刻化している（表3-4-21）。

表3-4-21 農林業被害額の推移 (単位：千円)

| 区分 | 種名 | R1年度 (2019) | R2年度 (2020) | R3年度 (2021) | R4年度 (2022) | R5年度 (2023) |
|------------------|--------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 農業被害 (商品作物のみ) | ニホンジカ | 23,600 | 22,533 | 24,106 | 21,098 | 22,072 |
| | イノシシ | 120,988 | 126,289 | 64,331 | 70,238 | 90,955 |
| | ツキノワグマ | 8,696 | 2,833 | 3,360 | 3,333 | 697 |
| | ニホンザル | 19,636 | 19,115 | 15,307 | 12,151 | 5,263 |
| 林業被害 | ニホンジカ | 49,264 | 62,940 | 81,788 | 101,894 | 125,705 |
| | ツキノワグマ | 86,302 | 53,707 | 87,557 | 79,162 | 103,568 |

2 施策の展開

(1) シカ・イノシシ等の捕獲の強化

鳥獣を適正に管理するためには、捕獲による個体数の管理、農作物等を被害から守る防護対策、加害獣を寄せ付けない環境整備を、総合的に進めていくことが重要である。捕獲については、特に農林業被害の加害種となっているシカ・イノシシの生息数半減に向け、捕獲目標を定めた上で、市町が実施する有害鳥獣捕獲を支援するほか、「指定管理鳥獣捕獲等事業」を活用し、奥山や河川敷など捕獲が不足している地域において県自ら捕獲を行っている。また、ICTを活用した省力的な捕獲技術の実証を行い、効果の見られた技術については普及を図っている。

表3-4-22 県内の生息数推計結果及び令和5(2023)年度捕獲目標 (単位：頭)

| 獣種 | 生息数 | R5(2023)年度 捕獲目標 | 備考 |
|--------|-----------|--------------------|-----------------------|
| ニホンジカ | 28,671 ※1 | 11,500 | ※1 R4(2022)年度末時点(中央値) |
| イノシシ | 9,328 ※1 | 4,600 | ※1 同上 |
| ツキノワグマ | 606 ※2 | — | ※2 R1(2019)年度時点(中央値) |
| ニホンザル | 4,000 ※3 | — | ※3 R3(2021)年度時点 |

表3-4-23 カワウの県内の生息数結果(令和5(2023)年度)

| 7月 | 12月 | 3月 | (単位：羽) |
|-------|-------|-------|------------------|
| 1,179 | 1,799 | 1,358 | ※県内の主な就労場所にてカウント |

表 3-4-24 本県の第二種特定鳥獣管理計画

| 計画の名称 | 計画期間 | 対象市町数 |
|---------------------|-------------------------------------|-------|
| 栃木県ニホンジカ管理計画（七期計画） | 令和6（2024）年4月1日～ 令和12（2030）年3月31日 | 25市町 |
| 栃木県イノシシ管理計画（五期計画） | 令和6（2024）年4月1日～ 令和12（2030）年3月31日 | 25市町 |
| 栃木県ツキノワグマ管理計画（四期計画） | 令和2（2020）年4月1日～ 令和7（2025）年3月31日 | 9市町 |
| 栃木県ニホンザル管理計画（五期計画） | 令和4（2022）年4月1日～ 令和9（2027）年3月31日 | 9市町 |

表 3-4-25 特定鳥獣の捕獲数（令和5（2023）年度）（単位：頭）

| | ニホンジカ | イノシシ | ツキノワグマ | ニホンザル |
|---------|--------|-------|--------|-------|
| 有害捕獲等※1 | 9,846 | 5,533 | 47 | 531 |
| 狩 猟 | 2,778 | 797 | 5 | －※2 |
| 合 計 | 12,624 | 6,330 | 52 | 531 |

※1 ニホンジカとイノシシについては、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲を含む

※2 サルは狩猟鳥獣ではないため、有害捕獲のみ

（2）効果的な被害防止対策の推進

侵入防止柵の設置や忌避剤の散布など、農林業被害防止対策を推進している。

また、ICTを活用し、電気柵の遠隔監視システムや新規格のサル防護柵など、効率的被害防除技術の実証と普及を進めている。

（3）鳥獣を寄せ付けない環境整備の推進

集落や耕地周辺の藪は、野生鳥獣の移動ルートや繁殖場所となっている可能性があることから、荒れた里山林や河川敷の藪の刈り払いにより、緩衝帯整備を推進している。また、収穫の見込のない放棄果樹や収穫残渣など、集落への誘引要因となっているものの除去を進めることにより、野生鳥獣を寄せ付けない環境整備を地元と一体となって推進している。

（4）担い手の確保・育成と地域ぐるみの対策の推進

ア 捕獲の担い手の確保・育成

捕獲の担い手である狩猟者は、近年微増傾向にあるものの高齢化しており、有害鳥獣の捕獲を推進する上で、狩猟者の確保・育成が必要である。

このため、狩猟免許出前講座の開催や狩猟に関するパンフレットの配布等により、狩猟の社会意義や狩猟免許の取得方法を広く普及していくほか、若者などを対象とした狩猟の魅力を伝えるPR講座の開催、県猟友会が主催する狩猟免許試験事前講習会の受講者にテキストを無料配布するなど、捕獲の担い手確保に取り組んでいる。

さらに、狩猟免許新規取得者を対象に、銃猟及びわな猟の実践的な技術講習会を開催し、捕獲技術の向上を図るなど、捕獲の担い手育成にも取り組むとともに、適正かつ効率的に捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する認定鳥獣捕獲等事業者の確保・育成にも努めている。

表 3 - 4 - 26 狩猟免許新規取得者数

(単位：名)

| 免許種類 | R1年度 (2019) | R2年度 (2020) | R3年度 (2021) | R4年度 (2022) | R5年度 (2023) |
|-------|----------------|----------------|----------------|----------------|----------------|
| 網猟 | 5 | 6 | 10 | 7 | 10 |
| わな猟 | 213 | 190 | 185 | 161 | 142 |
| 第一種銃猟 | 92 | 97 | 108 | 95 | 72 |
| 第二種銃猟 | 2 | 4 | 6 | 0 | 2 |
| 合計 | 312 | 297 | 309 | 263 | 226 |

イ 地域ぐるみの対策の推進

鳥獣を適正に管理するためには、捕獲、防護、環境整備を、地域ぐるみで総合的に実施していく必要がある。このため、被害が発生している地域に鳥獣対策の専門家である鳥獣管理士を派遣して、住民主体の総合的な取組を支援（令和5（2023）年度・15集落）している。

また、対策の推進にあたって必要となる地域の対策リーダーを育成するため、宇都宮大学と連携して研修を行っている。

(5) 科学的な鳥獣管理の取組

自然界では原因と結果の関係等が必ずしも明らかでないことから、不確実性があることを前提に管理作業に取り組みながらその経過をモニタリングして作業内容を見直すという、いわゆるPDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクルによる科学的・計画的な鳥獣の管理を行っている。

モニタリングについては、捕獲情報の集計や糞塊密度の調査などを継続するとともに、被害対策の実施状況や捕獲担い手の状況なども合わせて「モニタリング報告書」としてとりまとめ、ホームページ上に公表するとともに、次年度以降の施策決定の基礎資料としている。

また、林業センターにおいて、シカやイノシシの効率的な捕獲技術や林業被害防除技術についての研究を進め、現場での対策に生かしている。

第5節 外来種対策の推進

1 現状と課題

(1) 外来種の生息等の状況

従来その地域に存在していなかった動植物が人為的に持ち込まれ定着することで、地域特有の生態系や、農林水産業、人の身体や生命に影響を及ぼすことが問題となっている。平成17（2005）年6月には「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律（外来生物法）」が施行され、特定外来生物が順次追加指定されている。

本県においても、オオクチバス等の外来魚やアライグマ、クビアカツヤカミキリなど多数の外来種が確認されていることから、全県を挙げて対策に取り組むべく、令和3（2021）年3月、栃木県外来種対策方針を策定した。

2 施策の展開

広く県民等に対して、県ホームページやパンフレット等を用いて、特定外来生物クビアカツヤカミキリをはじめとする外来種の移植・移入の防止及び防除に関する普及啓発を行っている。

県内における外来種の生息・生育状況に関する情報は、一部の種のみ把握されているにすぎないが、外来種対策を進めるため、今後とも、効果的な防除方法等に関する情報収集に努めていく。

(1) 戦略的な対策の実施

ア 生息・生育状況の把握

レッドリスト改訂に向けた調査等に合わせ、絶滅のおそれのある種への影響が懸念される地域等における外来種の生息・生育状況の把握に努めている。

イ 優先的に対策を講じる必要がある種の選定、アクションプランの策定

栃木県外来種対策方針に基づき、本県における影響の大きさや対策の緊急度などを評価することで、本県において優先的に対策を講じる必要がある外来種の選定を行った。県内に既に定着している外来種については、優先対策種、対策検討種、一般外来種の3分類とし、令和3（2021）年10月に、最も優先度の高い優先対策種には、クビアカツヤカミキリなど11種を選定した。

さらに、本県における外来種対策を様々な主体との連携により計画的に実施するため、令和4（2022）年3月に優先対策種ごとの対策目標と今後5年間の対策の見通しを示す「栃木県外来種対策アクションプラン」を策定した。

ウ 対策の実施

(ア) 特定外来生物クビアカツヤカミキリの防除

栃木県外来種対策協議会を通じ、効果的かつ効率的な防除対策を実施することを目的とした防除方針に基づき、薬剤や伐採による防除のほか、未発生市町においても監視を行う等の対策を進めている。

(イ) 絶滅危惧種の生息地における対策

絶滅危惧種であるミヤコタナゴの生息地においてオオクチバス及びアメリカザリガニの駆除を実施している。

(ウ) 県民協働による駆除

外来種の影響が深刻化している地域を中心に、県民協働による重点的な駆除を実施している。

- ・宇都宮市におけるアマゾンチカガミ除去活動
- ・渡良瀬遊水地、日光市湯元地区における外来植物の除去活動 等

(2) 多様な主体との連携協力

ア 県民への普及啓発、連携協力

外来種の対策は、生物多様性を保全するうえで重要となっていることから、県内の全ての小中学生向けに、外来種の影響や対策に関するチラシを配布した。

また、外来種の影響が深刻化している地域を中心に、県民協働による重点的な駆除を実施した。

イ 関係市町、近隣県との連携強化

全県を挙げて本県の地域特性に応じた総合的・戦略的な対策に取り組むことを目的に、令和3(2021)年10月、県内全市町を含む連携協力組織として、栃木県外来種被害対策協議会を設置した。外来種被害対策の推進に向け、対策に係る意見交換や、外来種被害に係る最新情報を共有などを行っている。

また、特定外来生物クビアカツヤカミキリについては、本県をはじめ埼玉県、東京都、神奈川県、群馬県、茨城県に分布がまたがっていることから、関係都県と分布や対策状況を共有している。